

市民税・県民税の申告 所得税の確定申告

申告が必要な方

- ①平成28年中に営業・農業・その他の事業を営む方、地代・家賃収入のある方
- ②給与所得者で次に該当する方
 - *給与の年収が2千万円を超える方
 - *給与以外に営業・農業・不動産所得や配当などの所得がある方
 - *2力所以上から給与の支払いを受け、年末調整で合算されていない方
 - *中途退職者や短期雇用者などで、年末調整されていない方
 - *雑損控除や医療費控除、住宅借入金等特別控除、寄附金控除などを受けられる方
 - *その他、年末調整などにより交付された「源泉徴収票」の各種所得控除や、金額に変更が生じた方
- ③公的年金所得者で次に該当する方
 - *公的年金以外の所得がある方
 - *他の所得がない場合でも、各種所得控除（雑損控除・医療費控除・扶養控除など）を受けようとする方
- ④生命保険金や満期返戻金等を受けた方

※申告書や各種通知は、昨年の申告実績に基づき発送していますが、通知等が届かなくても申告が必要な場合があります。

※国民健康保険税などの低所得者軽減措置を受けようとする方は、収入がなくても申告が必要です。

※税務証明（所得証明・課税証明など）を必要とする場合、各種手当（児童扶養手当など）を受け取る場合、国民年金の免除申請を行う場合なども申告が必要です。

申告に必要なもの

- ①個人番号（マイナンバー）確認書類および身元確認書類の写し
↓（P4参照）
- ②印鑑（朱肉を用いて使用する印鑑）
- ③平成28年中（1月1日～12月31日）の1年間の収入が明らかにできる書類
 - *年金、給与、賃金などの「源泉徴収票」や「給与支払証明書」など
 - *報酬をもらっている方は「支払調書」
 - *生命保険一時金の「支払調書」など
 - *営業・農業・不動産所得などの場合

申告は2月16日（木）
～3月15日（水）まで

は、収支内訳書など

※公共用地として土地を売却された方
… 公共事業用資産の買取り等の証明書
… 不動産等の譲り受けの支払調書

④控除を受けるものの証明書または領収書

- * 国民年金控除証明書または領収書
- * 国民健康保険税の領収書
- * 生命保険料（一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料）、地震保険料・旧長期損害保険料の控除証明書
- * 医療費の領収書（保険金等で補てんされた金額がある場合は、その金額が分かるもの）

※医療費の申告用書類は、市税務課または税務署にあります。

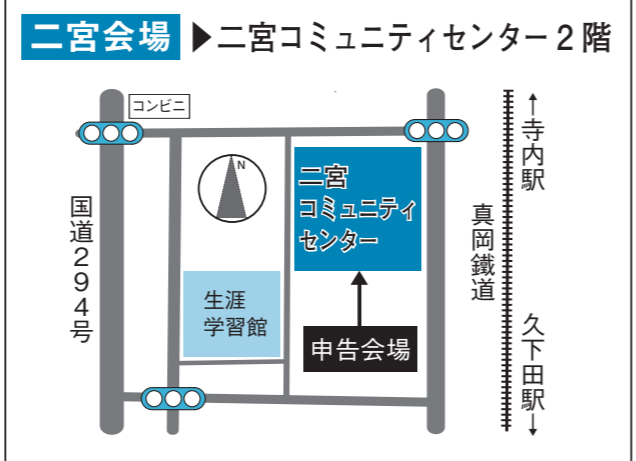
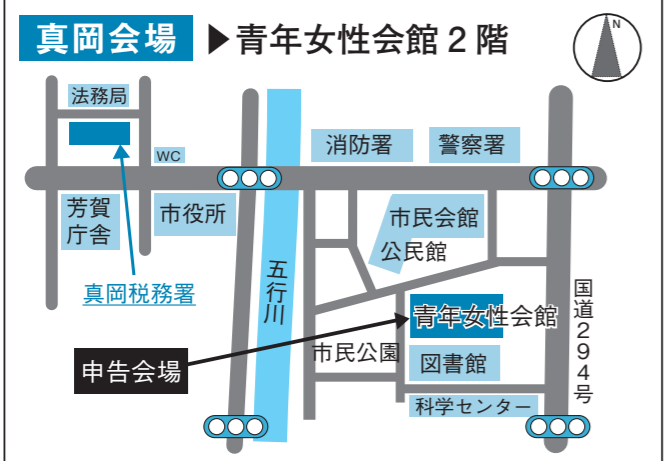
*その他の所得控除や税額控除に関わる証明書や領収書など



申告の日程

【期間】2月16日（木）～3月15日（水）※土・日曜日は除く
【時間】《午前》8時35分～11時30分 《午後》1時～4時

※午前中に受付をした場合でも、混雑状況により午後からの申告相談となる場合がありますのでご了承ください。
※真岡税務署の受付は午前8時30分からです。申告書の作成には大変長い時間を要しますので、時間に余裕を持って、お早め（午後2時ごろまで）に受付を済ませてください。



月日	曜日	地区名（真岡会場）
2/16	（木）	小林・八條
2/17	（金）	根本・須釜・南高岡・島
2/20	（月）	西田井・鶴田・青谷
2/21	（火）	君島・道祖土・東大島・東沼・西沼
2/22	（水）	飯貝・清水
2/23	（木）	田島・堀内・京泉
2/24	（金）	赤羽・下鷲谷・上鷲谷・下籠谷・原町
2/27	（月）	上大田和・下大田和・若旅・加倉・下大沼
2/28	（火）	寺内・粕田・寺分
3/1	（水）	中・上大沼
3/2	（木）	大沼・長田・柳林・長田1・勝瓜・茅堤・小橋・伊勢崎
3/3	（金）	八木岡・熊倉町・熊倉1～3
3/6	（月）	台町・荒町・荒町2～4
3/7	（火）	東郷・西郷・中郷
3/8	（水）	亀山・亀山1～3・上高間木・西高間木・上高間木1～3
3/9	（木）	高勢町1～3・大谷新町・大谷台町 東光寺1～3・大谷本町
3/10	（金）	白布ヶ丘・田町・下高間木・並木町1～4 寺久保1・下高間木1～2
3/13・14・15		3/10までに申告ができなかった方

月日	曜日	地区名（二宮会場）	
		午前	午後
2/16	（木）	本郷・旭町	寿多町・長島
2/17	（金）	春来町・境	寺山・程島
2/20	（月）	久松第一	久松第一・久松第二
2/21	（火）	大根田	丸山・阿部品
2/22	（水）	富永町・福居町・錦町・東町・豊住町・銀町	新石町
2/23	（木）	石島	石島・下大曾
2/24	（金）	長沼北	長沼南・谷貝新田
2/27	（月）	大道泉・西大島	上江連
2/28	（火）	古山	青田北・堀込
3/1	（水）	鷲巣・青田南	砂ヶ原東・砂ヶ原西
3/2	（木）	上大曾	上谷貝
3/3	（金）	東物井	東物井・下原
3/6	（月）	下物井・東鹿	上物井・西鹿
3/7	（火）	西物井1～2	沖・阿部岡
3/8	（水）	横田	大和田・水戸部
3/9	（木）	桑ノ川・南鹿・北鹿	反町・原分・三谷
3/10	（金）	高田	高田・高田新町・市之塚
3/13・14・15		3/10までに申告ができなかった方	

※上記の表の指定された日に都合がつかない場合は、他の日でも申告することが可能です。

ご注意ください

■次の方は税務署での申告になります。
青色申告の方、山林所得申告の方、畜産申告の方、譲渡所得（土地・株など）申告の方、住宅借入金等特別控除を初めて申告する方、雑損控除を申告する方。

■農業事業者の方へ
市税務課から「平成28年分農業所得収入金額・必要経費一覧」を送付しています。該当する項目に、記入漏れのないよう金額等を記入して、申告時に持参してください。

■源泉徴収票等の再発行
源泉徴収票・証明書を紛失した方は、発行元（事業所等）に再発行を依頼してください。

税務課からのお願い

■各申告会場とも大変な混雑が予想され、長時間お待ちいただくことがあります。ご自分で申告書を作成できる方は、あらかじめ作成した申告書を申告会場に持参するか、税務署へ提出してください。申告会場で順番待ちをする手間が省けます。

■スムーズに受付ができるように、自書による申告書の提出・収支内訳書の作成・領収書など書類の整理をお願いします。

■事前に集計が済んでいない場合、申告に時間がかかり混雑の原因となります。必要な書類がそろっていない場合や事前の準備が不十分な場合は、再度来ていただくことや、申告の受付ができないことがあります。

■収入のない方で申告書を自書することができない方は、申告書に必要事項を記入押印して申告会場や市税務課窓口へ直接お持ちください。申告書は申告会場または、市税務課にあります。

■混雑の状況により、受付を早めに締め切る場合があります。

■青年女性会館、二宮コミュニティセンターでは、平成28年分のみ申告相談・受付となります。